

中野市民霊園使用案内

1 霊園の概要

- (1) 所在地 中野市大字片塩 1000 番地
- (2) 統一霊園 碑石等の規格は、全て統一規格（市が定める横置型規格墓地）
- (3) 聖地面積 1 聖地 4 m²（2 トル × 2 トル）
- (4) 使用料 1 聖地 500,000 円
- (5) 管理料 年額 3,000 円
- (6) 主な施設 管理棟（兼休憩所、トイレ）、四阿、駐車場、水道

2 使用条件

- (1) 使用者の資格等（条例第 8 条）
 - 聖地を使用しようとする者は、市内に本籍又は住所を有する者でなければならない。ただし、使用の許可後に本籍又は住所を異動した者については、この限りでない。
 - 市内に住所を有しない者又は有しなくなった者は、市内に住所を有する者を、使用者に代わって聖地の維持管理を行う代理人として定めなければならない。
- (2) 使用の許可は、使用者の属する世帯につき 1 聖地となります。
- (3) 使用料及び管理料を指定する期日までに納入できる方
- (4) 市の統一規格で碑石の建立ができる方
- (5) 使用許可を受けた聖地を適正に維持管理できる方

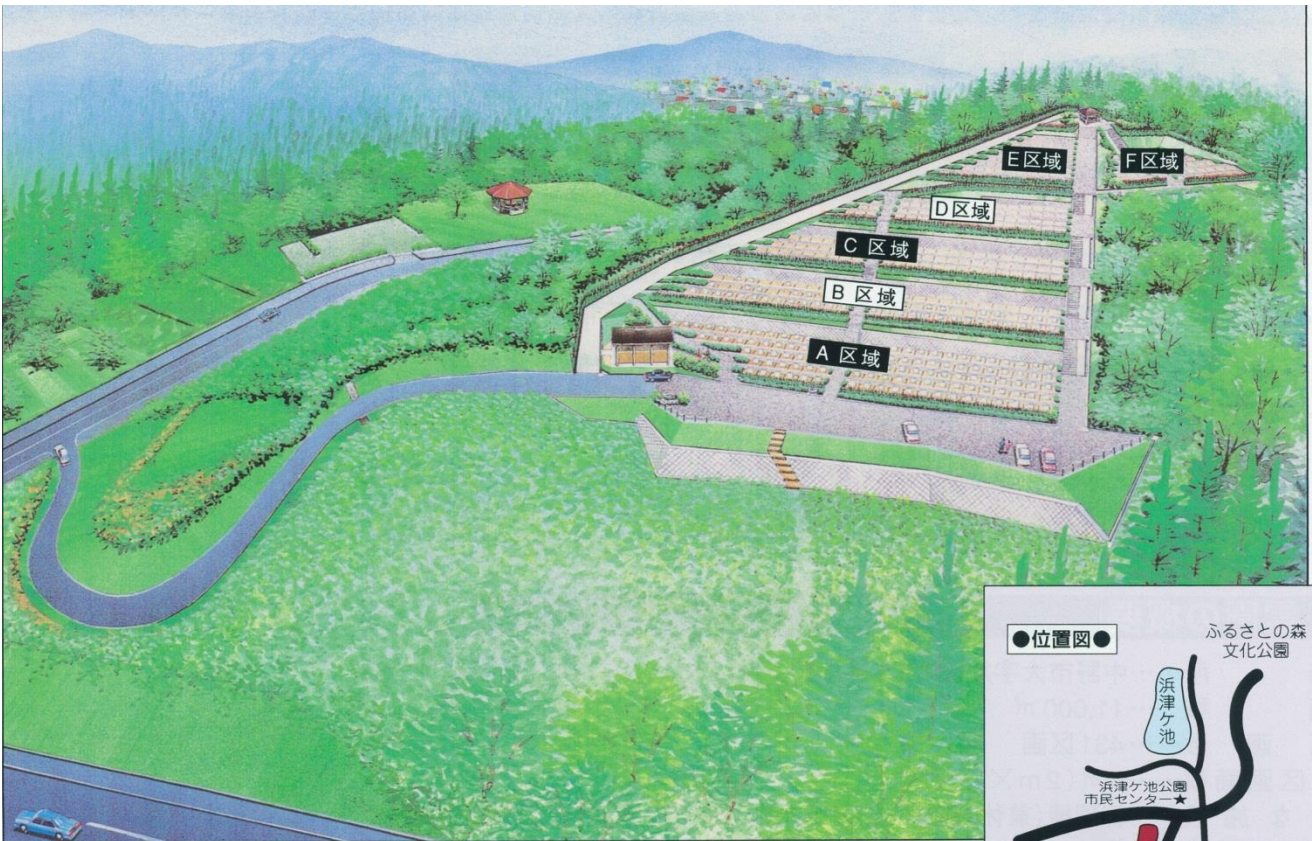
3 使用者の義務（条例第 9 条）

常に聖地内を清潔にし、施設の損壊による危険があるときまたは他人に迷惑をかけるおそれがあるときは、速やかに修繕その他必要な措置を講じなければならない。

4 留意事項

- (1) 碑石等の色を区域ごとに白御影石または黒御影石と定めていますのでご注意ください。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、使用の許可が取り消しになることがあります。
 - 聖地を目的以外に使用したとき
 - 使用権を第三者に譲渡したとき ○聖地を転貸したとき
 - 使用者の義務を怠ったとき ○管理料を 5 年間滞納したとき
 - 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき
 - 使用者が死亡し、又は住所不明であって 5 年を経過しても承継の申請がないとき
 - 「中野市霊園の設置及び管理に関する条例」に違反したとき
- (3) 各種手続 次の表のとおり申請または届出が必要となります。

事 由	必要な申請・届出	備考
住所・氏名等を変更したとき	霊園使用許可証記載事項変更届	様式第 6 号
霊園使用許可証を紛失・汚損したとき	霊園使用許可証再交付申請	様式第 20 号
市内に住所を有しなくなったとき 代理人を変更したとき	霊園管理代理人選定（変更）届	様式第 3 号
聖地に設置する墳墓等の新設・改修・移転 しようとするとき	霊園内工事着手届	様式第 4 号
遺骨を埋蔵・改葬しようとするとき	霊園埋蔵（改葬）届	様式第 21 号
使用権を承継しようとするとき	霊園使用権承継許可申請	様式第 9 号
聖地を返還しようとするとき	霊園聖地返還届	様式第 10 号



※ A・C・E・F は黒御影石、B・D は白御影石区域です。



中野市霊園聖地内施設設置要領 (抜粋)

第2条 聖地内には、施設及び樹木以外のものは設置できない。

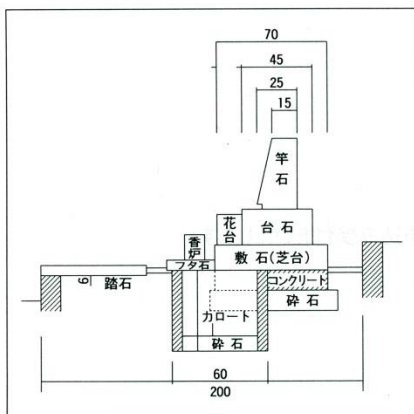
第3条 施設の規格、材質及び設置基準は次のとおりとする。

- (1) 竿石は、白又は黒御影石の粒子が細密且つムラがない材料で、本磨き仕上げとし、竿石の転倒防止のため台石にモルタル・コーキング等で接合するものとする。
- (2) 台石は竿石と同色の御影石とし、敷石(芝台)、ふた石は白又は黒御影石とし、共に本磨き仕上げとする。
- (6) 竿石の色は、市が区域ごとに定める色とし、白御影石がAG98以上の白色、黒御影石が南平黒以上の黒色であることを基準とする。
- (11) 墓誌及び墓誌受石を設置する場合は、竿石と同色御影石とし、墓誌台石は、白又は黒御影石とし、共に本磨き仕上げとする。(設置自由)

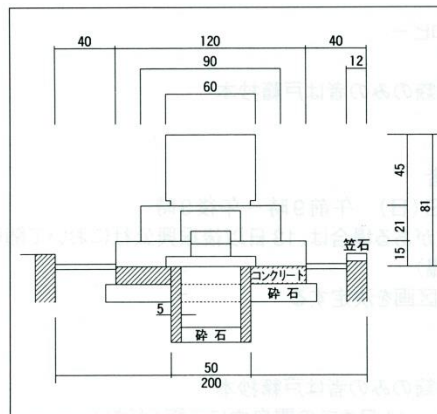
碑石等の統一規格の主要寸法 (単位: cm)

※全てこの規格で建立いただきます。

<側面図>



<正面図>



<平面図>

